

平成27年 9月 定例会（第321回）-09月25日-02号

◆四十二番（今井光子）（登壇）日本共産党の今井光子です。日本共産党を代表して質問いたします。

質問に先立ちまして、台風十八号で大きな被害に見舞われました茨城や宮城など、被災地の皆様に心からお見舞いと、お悔やみを申し上げます。

十二日、安倍自公政権は空前の規模で広がった国民の運動と六割を超える反対の世論に背き、平和安全法制関連法案を強行採決いたしました。参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会の速記録には議場騒然聴取不能と書かれており、こんないいかげんなやり方で若い自衛隊員を戦場に送ってはなりません。災害救援で若い自衛隊員が懸命に頑張っていました。の人たちを一人も戦場で死なせるわけにはいきません、人殺しをさせるわけにもいきません。

日本共産党は、戦争法廃止、立憲主義を取り戻す、この一点で一致する政党個人団体が共同して国民連合政府をつくることを呼びかけました。日本国憲法の精神に沿った政治の一歩が踏み出されば、主権者である国民が国民自身の力で政治を動かす新たな希望ある未来を切り開くことにもなります。

憲法前文には、「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。」と書かれています。議場にいらっしゃる皆さん、テレビをごらんの皆さん、もう一度原点に戻ろうではありませんか。

私は、四月の県議会議員選挙で六期目当選をさせていただきました。初めて立候補したのが三十二年前です。子育てをしながら、医療ソーシャルワーカーとして働く中で、当時無料だった老人医療費が有料になり、国民健康保険料が毎年上がり、保育料も上がる一方、軍事費がふえ出して、当時自由民主党が国是としていた軍事費はG N Pの一%以内の原則が外され、中曾根康弘総理大臣が日本列島不沈空母と言いました。黙って見ていたら、また、戦争の道に進んでいく、それだけはやめさせたいというのが政治を志したきっかけでした。

平和安全法制について知事に伺います。

ことし四月の終わりに、N P T再検討会議要請行動に参加するためニューヨークに行ってきました。核兵器廃絶の流れは世界の趨勢にな

っており、この流れをとめることはできません。核兵器にしがみつくアメリカと、アメリカ言いなりでみずから判断できない被爆国日本の姿は、世界の流れと逆行していました。

アメリカは、連邦予算の六割が軍事費です。これは世界の軍事費の三分の一を占める膨大なものになっていました。そのため、国内の反対運動で、これ以上軍事費にお金を回せないアメリカの事情があります。反戦団体退役軍人平和会イラク帰還兵の方と交流をしました。イラク戦争で多数のアメリカ兵が犠牲になり、反戦運動が大きく広がりました。

その数は、イラク・アフガン戦争で死者は六千八百四十七人、負傷者は三万六千四百八十人にも上っています。三度目の兵役を拒否した青年は、「友人の多くがドラッグに溺れ、家族といても突然戦場の様子がフラッシュバックして家族とも暮らせない、仕事にもつけない悲惨な状態になっている。現地では誰が敵か味方もわからず、動くものは全て撃つようにと言われ、撃たなければ自分が殺される極限状況に置かれた。」と言っていました。帰還兵は一日平均二十二人が自殺しています。貧困層の若者が経済的徴兵制で軍隊を志願しますが、それでも最近は人が不足しているため、警察官に軍隊の教育を行っています。「日本は集団的自衛権ではなく、憲法九条を世界に広げてほしい。」と言われました。

このような中、アメリカの起こす戦争に人もお金も出すように求められているのが、日米ガイドラインに示された平和安全法制の本質です。

さきの衆議院議員総選挙では、憲法九条の問題や、集団的自衛権の問題は主要な争点にはならず、アベノミクスだけが強調され、小選挙区制度で全有権者の一七%の支持を得たに過ぎない自由民主党が六割の議席を獲得しました。誕生した第三次安倍内閣は戦後七十年、我が国が歩んできた戦争はしないという憲法九条の解釈を変えて、平和安全法制を提案してきました。戦乱が続く地域での兵たん、戦乱が続く

地域での治安活動、米軍防衛の武器使用、そして集団的自衛権行使、そのいずれも憲法九条を踏みにじり、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものです。

圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁判所長官までもが憲法違反だと批判しました。立憲主義、民主主義、法の支配という国の存立の土台が根底から覆されることになります。

この間、全国でも、奈良県でも法案反対の声が大きく広がり、ことしになって九月十六日までに届け出があったデモは百三回にもなっています。平和安全法制の撤回を求めるアピールでは県下の女性の地方議員六十人中三十四人から賛同をいただきました。地元広陵町でも、法案に反対する五百十名のアピールが発表され、その取り組みの中で、多くの賛同者の方に戦争体験を語っていただきました。これまで知られていなかった広陵町に空爆があつたこと、遺骨もないまま、どこでどのように亡くなつたかもわからず、いまだに戦争が終わっていない人。父親の顔を知らないと言つた人。たくさんの県民がこの悲惨な体験を子や孫たちに、次の世代に二度と経験させたくないと思っています。

かつての安保闘争は、労働組合など組織された人々が中心になつた運動でした。しかし今回はネットなどで集つた若者や若いママたちも加わり、その勇気とパワーに高齢者が励まされ、また、ベテランの知恵に若者が学ぶ、かつてない運動が猛暑の中、全国津々浦々で広がりました。「民主主義って何だ」「これだ」コールがこだました。

六月県議会で太田敦議員が、この法案は憲法違反であると考えるかどうかとの質問に、知事は「外交とともに国の専権事項である国防に関する事項であり、国政の場での議論に委ねられるべきもの。知事として、私の意見を申し上げることは立場上も適切ではない。」という趣旨の答弁をされました。

大日本帝国憲法のもとでは、府県の知事は、国、内務大臣によって

任命されていました。しかし日本国憲法第九十二条に地方自治が定められ、第九十三条により知事は選挙によって選ばれるようになりました。この大事な問題にご自身の意見を述べないことは、戦後民主主義のもとで、知事の態度ではないと思います。改めて、平和安全法制に対する知事のお考えを伺います。

陸上自衛隊の駐屯地誘致について知事に伺います。

奈良県には、全国唯一陸上自衛隊の駐屯地がないとして自衛隊の誘致を進め、地方創生の政府への平成二十八年度予算要望の中で、今回五條市の二カ所、阿田峯公園南西台地区並びにプレイディアゴルフ地区を候補地として特定し、引き続き、陸上自衛隊の駐屯地誘致を要望しています。県は、誘致理由として、災害のため、自衛隊が近くにあると初動対応が迅速にできるとしています。しかし、この間、基地があるがゆえに起きた事故が全国で相次ぎました。これらの特徴は、国会で法案審議中にもかかわらず、平和安全法案を具体化した訓練が既に行われていたことです。

饗庭野では七月十六日午後一時、八百メートル先を狙った実弾が、三キロメートル離れた保坂という演習場の北西にある集落の民家の屋根を突き破り、天井板を貫通して床に落下する事故が起こりました。夕方帰ってきた父親が、息子の部屋の布団の横で鉄砲の砲弾を発見。天井には穴。台風の中、屋根に上ると割れた瓦、十二・七ミリの重機関銃二千四百八十八発撃った弾丸の一部が被弾しました。ふだんはトラック、ユンボ専門で護身用のピストルしか持たない宇治大久保の施設部隊が、今回一分間に四百発連射、百人近い人間の命を一瞬にして奪い、一キロ先の車を破壊できる重機関銃をなぜ使ったのか。

中部方面隊の幹部は、事件後、住民説明会で土のうの上に三十五キロの機関銃、二十五キロの三脚を据え、射撃手の両手をテープで巻きつけ発射させたと説明しています。なぜテープなのか。説明を聞いた住民は、ふだんはピストルしか撃たない隊員に初めて機関銃の引き金を引かせたものだと直感したと語っています。

平和安全法制が、駆けつけ警護という新たな任務を与えたことで、南スーダンに十二月から派遣するには機関銃の使用を任務としなくてはなりません。四十年前も同地域では砲弾落下があり、予定されている日米合同演習に怒りの声が上がっています。

八月十二日には、沖縄県うるま市沖で米軍の特殊作戦ヘリが墜落、このヘリに陸上自衛隊特殊部隊の隊員が同乗していました。

八月二十二日には、静岡県東富士演習場で陸上自衛隊の富士総合火力演習の予行演習中に、戦車が発車した演習弾の破片が見学者二人に当りました。

八月二十四日には、神奈川県相模原市にあるアメリカ陸軍基地相模総合補給廠で爆発火災が発生しています。

災害対策では、南海トラフ地震が想定されていますが、内閣府中央防災会議が作成した南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画では、三重県と和歌山県は津波被害で全国の応援部隊を迅速に投入する必要がある重点受援県としていますが、奈良県は入っていません。自衛隊の出動は知事が要請して、防衛大臣が出動を命令して初めて動くことになります。もし奈良県に自衛隊基地があったとしても、初期対応は紀伊半島沿岸部に向かうことになり、県の期待外れになってしまいます。また、奈良県にあれば紀伊半島に災害が起きたときにすぐに応援に行けると言っています。しかし、奈良県周辺には中部方面隊の第三師団、第十師団に七カ所の駐屯地があり、五千七百名の隊員が近隣に配置されています。平和な奈良県に陸上自衛隊の駐屯地は要らないと、陸上自衛隊の駐屯地誘致に反対する署名千四百二十八筆が九月二日五條市に、千五百五十六筆が九月十六日奈良県に提出されました。

全国の基地周辺地域は、基地があるがゆえに戦争に巻き込まれるおそれや、事故発生の危険性が高くなっています。県では、陸上自衛隊駐屯地誘致に当たり、このようなリスクをどのように検討されたのでしょうか。奈良県に陸上自衛隊の駐屯地は必要ないと考えますが、い

かがでしょうか。

次に、消防学校を中核とした広域防災拠点の整備について知事に伺います。

県では、陸上自衛隊を誘致し、それに隣接して消防学校を中核とする県の防災拠点施設をつくることを検討されています。これを受け、九月八日、日本共産党県議団は富山県広域防災拠点施設を視察してきました。その中心は消防学校で、敷地四万平方メートルと広大な敷地の中で最新の訓練施設が整備され、屋外は水はけのよい舗装、雨のときは屋内練習場を兼ねた防災倉庫などがありました。火災訓練時に利用する住宅に見立てた建物、水深十メートルの潜水プール、瓦れきの撤去や切断訓練の場所、山岳訓練ができるところがあり、また、宿舎は四人一部屋ですが、それぞれベッドと机が一体になってプライバシーが守られていました。

また、自衛隊との隣接の必要性について意見を伺いました。自衛隊の装備品などを把握しておいた方がいざというときは対応できるが、災害時必要ならば近隣地域にある基地からすぐに応援に来てくれるので、必ずしも隣接している必要はないという趣旨の話をされました。

九月十一日には、宇陀市にあります奈良県消防学校を視察しました。敷地は一万平方メートルと富山県の四分の一、昭和四十八年に建てられ、本館と屋内訓練場は耐震基準を満たしていません。消防組織法において整備が望ましいとされております一部の訓練施設がなく、実際の火事を再現する消火訓練は三重県や大阪府まで行って実施しています。プールはありますが、ろ過装置が故障していて泳ぐことはできません。そのため、プールは現在、放水訓練の水をためる雨水の貯水池になっていますが、雨が少ない時期には放水訓練の水にも困る状況です。グラウンドは土なので、水はけに時間がかかります。宿舎は一部屋八人で、二段ベッド、プライバシーはありません。老朽化も著しく、視察してきた富山県の施設に比べ、機能的にもかなり劣っており、消防学校の早急な建てかえが必要だと感じました。

また、先日の台風十八号によります茨城県や宮城県などの被災状況

を見ていますと、同じような災害がいつ奈良県で発生するかわかりません。そのような事態が奈良県で発生した際に、他府県からも含め、さまざまな支援部隊や支援物資など、円滑に活動・集積する拠点として広域防災拠点を早急に整備する必要があります。

そこで、知事に伺います。

自衛隊の駐屯地にかかわりなく、消防学校を中心とした広域防災拠点を早急に整備すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

◎知事（荒井正吾）（登壇）四十二番今井議員のご質問がございました。お答え申し上げます。

第一問目は、平和安全法制についてでございます。平和安全法制について、これは大事な問題であるが、自身の意見を述べないことは、戦後、民主主義のもとでの知事の態度ではないというご質問でございます。

議員お尋ねの平和安全法制については、六月県議会の繰り返しになりますが、外交とともに国防に関する極めて重要な国の専権事項でございます。知事の立場で意見を申し上げることは適当ではないと考えております。国防が国の専権事項であることは、戦後、日本国憲法のもとで知事が公選制になった現在でも、全く変わっておりません。仕事の対象でないものに意見を述べない態度を、戦後、民主主義のもとではおかしいとおっしゃる意味は正直わからないところがあると申し上げざるを得ません。もう少し勉強して、理解ができるように努力をさせていただきたいと思います。県政をお預かりする知事の立場で平和安全について申し上げるとすれば、地方自治の実践が平和を指向する国家を支えることになると思っております。

本年、奈良県と友好連携協定を結びましたスイスのベルン州は、世界で最も強固な地方自治を実践されている国でございますが、その一方、スイスは永世中立平和主義の国でございます。

また、ドイツの総領事は、ムジークフェストで親しくなっておりますが、いつも強く主張されておりますのは、ドイツは連邦制の国だと、連邦制の堅持こそが平和国家ドイツの維持に結びついているとい

うことを言っておられます。両国のこのような方々は、国政の動向にかかわらず強固な地方自治の実践こそが、結果として平和国家の支えになるということを教えていただいております。

私は、国家レベルの取り組みだけでなく、地方政府同士や民間同士の交流などの取り組みも、今平和につながる大変重要な、有意義なものと考えております。草の根民主主義の交流というように思っております。東アジアとの交流は、必ず将来相互理解の進展と友好な国民感情の醸成と平和的な関係の構築につながるものと思っております。

そのような観点から、これまででも各国との連携や国際交流の取り組みを、東アジア諸国との関係を中心として進めてまいりました。本県は、日本歴史の中でも誇るべき数多くの東アジア地域との友好交流の歴史を伝える文化遺産やゆかりがございます。奈良だけのゆかりでございます。日本歴史の唯一の東アジアとフルオープンの交流をしていった地域でございます。このゆかりを活用し、国際平和につながる取り組みを今後も続けていけたらと思っております。

陸上自衛隊駐屯地の誘致につきまして、かねてからのご反対のご意見がございました。

それに対する答弁でございますが、自衛隊は国の防衛が本来の任務でございますが、一方で、地震や土砂災害などの大規模な災害時にさまざまな救援活動を迅速・的確に自己解決で遂行できる我が国唯一の国家組織でございます。

紀伊半島大水害の際にも、自衛隊は救命救助、行方不明者の捜索、道路啓開など目覚ましい活躍をしていただき、南和地域の人々も大変感謝をされて、ありがとう自衛隊という横断幕をかけて送られたところは記憶に新しいところでございます。

最近の事例でございますが、関東・東北豪雨による大規模な洪水被害が発生いたしましたが、テレビでも紹介されておりましたが、九月十日から十九日までの間に自衛隊ヘリコプターにより救助がございました。七百二十三名のピックアップがヘリコプターでされたそうでご

ざいます。自衛隊のボートによりましては千二百九十二名が救助されました。このように多くの被災者が自衛隊により救助されました。このような自衛隊の活躍がないと、より多くの被害が出たように思われます。改めて防災のための自衛隊誘致の必要性を認識したところでございます。

自衛隊駐屯地があるがゆえに戦争に巻き込まれるおそれがあるのかについては、さまざまな議論があるところだと思います。

また、事故によりリスクとして、演習場における事故と米軍による事故をお示しいただきましたが、県が整備を要請しております施設は、陸上自衛隊ヘリポートを併設した駐屯地でありまして演習場ではございません。また、米軍の事故は運用主体が異なるものと思っております。

いずれも、県が誘致しようとしております自衛隊の施設での危険とは直接言えないように思います。

しかし、県民の安全確保は重要な視点であると認識しております。施設運用の際には、事故により県民に危険が及ぶことがないよう、防衛省に十分申し入れて監視をさせていただきたいと思います。

一方で、南海トラフ巨大地震につきましては、今後三十年以内に六〇%から七〇%と非常に高い確率で発生が懸念されている具体的な危険でございます。また、最近全国各地で毎年のように台風や集中豪雨による災害が発生しております。紀伊半島大水害を経験した本県としても、十分な備えが必要な状況にあると思います。関東・東北豪雨のような水害が、大和平野または大和川周辺を襲えば、鬼怒川洪水以上の被害になるものと思われます。救難のためのヘリポート基地があれば、自衛隊ヘリポートによる避難が迅速に行われる可能性がございます。紀伊半島にはこのような数多くのヘリポート救難ができる基地がないのが実態でございます。

このため、紀伊半島中央に位置する五條市に、自衛隊ヘリポートを併設した駐屯地が配置されれば、県内の災害の初動体制はもとより、

これは大和川大水害の場合のピックアップ救助ということが考えられるわけでございますが、それとともに南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される紀伊半島海岸地域に対しても、迅速な救援が可能になるなど、紀伊半島の災害に対する備えとして非常に大きなメリットがあると考えております。大和川大水害のための救難ピックアップの基地、また、津波大災害のときの海岸の救難補給基地というような機能でございます。

南海トラフ巨大地震の際には、本県には救援が来ないとのご意見でございますが、そのような場合でも県内に駐屯地があれば、自衛隊のヘリポートは救難物資の集結基地になるなど、県内への十分な救援が期待できると考えております。大規模なヘリポートで大規模な物資が運び込まれる、道路が全てとまっていてもヘリコプターで運び込まれるのが現在の救難の方式でございます。

このように、本県が目指す災害に日本一強い奈良県づくりのため、自衛隊のヘリポートを併設した駐屯地がぜひとも必要だと考えております。今後とも、五條市などとともに、五條市民をはじめ、県民の皆様や周辺市町村のご理解を得るために取り組みを進めるとともに、引き続き、国に対して粘り強く県内への駐屯地の配置を働きかけてまいりたいと思っております。

消防学校を中心とした広域防災拠点の整備を自衛隊の駐屯地にかかるなくつくったらどうかというご意見、ご質問でございます。

宇陀市に所在いたします、県が持っております現消防学校は、議員お述べのとおり、老朽化が進んでおります。また、周辺の宅地化や消防学校の敷地面積が狭隘であることなどのために、最近の複雑多様化する災害に対応する訓練の実施が困難になっていることは事実であると認識をしております。

一方、県では、現在四つの広域防災拠点を定めております。しかしながら、特に、大規模災害時に、県内外の被災地へ迅速・的確に応援を実施するためには、自衛隊、警察、消防という災害救助要員のベ

スキャンプ機能のある基地が必要でございますし、また、救援物資の備蓄やヘリコプターを活用した救援物資の集結集配機能などを有する新たな広域防災拠点を整備することが必要でございます。この施設は平時の管理が課題でございますが、消防学校とあわせて整備するのが適当と考えております。これを受けまして県では、昨年度より、新しい消防学校に必要な教育訓練内容や施設整備の構成並びに、あわせて整備する広域防災拠点の機能について予算措置し、検討を進めさせていただいているところでございます。

一方、南海トラフ巨大地震などの大災害時には、救出・救助活動の中心となる自衛隊、警察、消防の三つの組織が連携すれば、災害対応において大きな力を発揮することになると考えております。このために、自衛隊の部隊展開の拠点となるヘリポートと警察、消防などの救援要員の活動拠点となる広域防災拠点及び消防学校の三つの施設は隣接することが大切であり、かつ有効であると思っております。具体的には、五條市に誘致を予定しております自衛隊施設と隣接する形で、消防学校を併設した広域防災拠点を整備する方向で検討を進めているところでございます。現時点では、奈良県にとって最良の姿であると考えられます、自衛隊ヘリポートと隣接し、消防学校を併設した広域防災拠点の実現を目指して、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、新しい施設が完成するまでの間は、現行の広域防災拠点であります県営競輪場をはじめとする他の広域防災拠点や消防学校の機能を十分に活用しながら、災害対応や教育に遺漏のないよう、取り組んでまいりたいと思っております。

奈良モデルの取り組みについて、市町村にも公平な支援をすべきという観点のご意見、ご質問がございました。

これから的地方自治は、市町村が住民と協働しながら、地域の実情に応じて創意工夫し、その地域を発展させていく住民自治の考え方に基づいた運営が極めて重要と考えております。

また、県と市町村は対等なパートナーで、県は市町村を助けるのが最も重要な役割と考えております。

奈良モデルは、このような二つの大事な考え方、住民自治が基本、県と市町村は対等なパートナーであるという基本的な考え方によつて、県と市町村または市町村同士の連携・協働により、行政サービス向上と地域の活力の維持向上を図ろうとするものでございます。

奈良モデルの推進に当たりましては、全ての市町村長と積極的な議論の場を持ち、話題の共有を進めてまいりました。県・市町村長サミットと言われる会議をずっと続けてきておりました。その結果、各市町村が主体的に考え、連携・協働に取り組み、さまざまな成果が上がってきております。県におねだりするだけの市町村ではなく、みずから考え、県と協調する市町村に成長してきたものと実感をしております。

例えば、消防の広域化につきましては、複雑多様化、大規模化する災害に対応する消防力の強化や、初動・増援体制の整備、現場到着時間の短縮など住民サービスの向上を図るため、全市町村が参加する協議会において検討を重ねられ、実現をしたところでございます。

また、まちづくりにつきましては、アイデアや熱意がある市町村について、その方針が県と合致するプロジェクトを協働で実施しようとするものでございます。これまで八市二町と包括協定を締結し、市町村や地域住民とともに基本構想などの検討を進めているところでございます。

財政支援に当たりましては、市町村が国の補助金や地方交付税制度を最大限活用した上で生じる負担に対して、県が支援することを基本的な考え方としております。さらに、国民健康保険の一元化の分野でございますが、県全体での保険料率の標準化とあわせまして、同じ所得なら同じ保険料を払うという考え方でございますが、市町村が健康づくりの取り組みなどに努力し、医療費適正化に成果を上げた場合、国民健康保険の保険料が健康である市町村は、国民健康保険の保険料が

安いわけでございます。そのような場合、県が国民健康保険の運営のために市町村に請求をする納付金を軽減する、逆に補助金を出すというふうな形でございますが、市町村が決定する保険料の軽減につながる仕組みの構築を目指していきたいと考えております。頑張られる市町村は利得がある、受益があるという考え方でございます。

最後に、ごみ処理の広域化の奈良モデルでございますが、ごみ処理は市町村の基本的な義務でございますが、県内のごみ焼却施設の大半が小規模でかつ老朽化している中で、行財政運営の効率化及び将来にわたるごみ処理の安定・継続化を図るため、市町村が連携・協働して施設を整備、運営されようとしているものでございます。県は、こうした市町村の主体的な取り組みを高く評価をし、積極的に支援をしていきたいと考えているところでございます。奈良モデルの基本は、市町村の自主性でございます。市町村が連携に参加されるかどうかは、いわゆる手挙げ方式でございまして、手を挙げた方だけがされるわけでございます。このように手を挙げて頑張る市町村を県が支援する仕組みは、かつて上から押しつけた行政と全く考えが違う取り組みと申し上げたく存じます。

災害に強い奈良県づくりに対しまして、防災調整池の設置基準を見直す必要があるのではないかというご意見でございます。

大和川流域では、昭和五十七年の大水害を契機に、国、県、流域市町村が連携して、流す対策とためる対策をあわせて実施する総合治水対策に取り組んでまいりました。その一環として、一定規模以上の開発行為につきましては、保水力の低下を防止する防災調整池の設置を義務づけてまいったところでございます。

昭和六十一年のスタート当初は、一ヘクタール以上の開発行為が設置を求める対象でございましたが、小規模な開発に対応するため、平成元年には〇・五ヘクタール以上にしまして、平成二十年には〇・三ヘクタール以上と段階的に引き下げ、規制を強化してまいったところでございます。

しかしながら、当初、一割程度と想定しておりました防災調整池の対象にならない〇・三ヘクタール未満の割合は、近年、開発行為全体が小規模化している関係で、約四割を占めるまでになってきております。小規模な住宅地開発が増加してきたわけでございます。このよう

に防災調整池を有しない住宅地がふえたため、流出する雨水の増加が懸念され、洪水のリスクが高まることが懸念される状況でございます。このようなことから、議員ご指摘の防災調整池の設置を求める開発行為の範囲につきましても、今まさに進めようとしております総合治水推進に向けた条例の検討の中で、大和高田市などにおける取り組みは先進的な取り組みと評価をさせていただきますが、そのような取り組みも踏まえながら、しっかりと議論してまいりたいと考えております。

条例に盛り込むべき内容の検討を進めるに当たりましては、幅広い分野の学識者や流城市町村の代表者からなる、奈良県総合治水対策推進委員会において議論いただくほか、国、県、流城市町村で構成する大和川流域総合治水対策協議会においても問題意識、目的意識の共有化を図るなど、流域の市町村と十分な連携を図るとともに、県議会におきましても逐次ご報告を申し上げていきたいと思います。

◆四十二番（今井光子） ご答弁ありがとうございました。

自衛隊の駐屯地の問題で、お尋ねをしたいと思います。

知事は、国の方に何度も足を運んで要望に行かれておられるわけですけれども、国の方は奈良県の駐屯地の問題にはどんな回答をされているのか、そのことを教えていただきたいというふうに思っております。

◎知事（荒井正吾） 再質問ありがとうございました。

自衛隊誘致につきましての国の態度ということでございますが、ご案内のように二年間続けまして、国の調査費がつきました。四百万円でございますけれども、二年間続けて、昨年度と今年度とついております。これは、防衛省が奈良県五條市が手を挙げておりますヘリポート誘致について拒否的じやないと、一緒に進めようという態度が公式にあらわれておるものでございます。ことしの防衛大綱にも、その面が出ておりました。最初の事態の変化に対応する自衛隊の整備、自衛隊能力の向上という項目で、一番大事な項目ですけれども、戦闘機とか護衛艦の整備の同じ項目の後ろの方で、小さな予算でございますが掲げられておりました。

いつも当たっております中で、自衛隊の展開、役目については、だんだん意見が明確になってまいりました。まだ、それと駐屯地、駐屯地ということで言っておりましたが、ヘリポートがあって、要は救難をしてもらえば、駐屯地は後でもいいですよということを言い出しましたわけでございます。そういたしますと、ヘリポートがあれば、救難活動はできますので、駐屯地があるよりもヘリポートが先ですよと

いうことを言い出して、それで調査費がついたというふうに経緯として感じております。やはり、日本の中での存在は、救難活動ということになりますので、そのことについては意を払っていただいているのかなという感じでございます。

まだ、これから来年度の前半にはヘリポートの位置を決めていただければと、ヘリポートの位置を決めていただくと、位置が決まって、必ず時間がおくれてもヘリポートをつくるよということが固まれば、県は防災基地、消防学校を先行して整備することができるわけでございます。ヘリポートが別のところに来るよといったら、ちょっとてれんこになりますので、道路の整備もあわせてヘリポートがあつて、防災基地、消防学校を一緒につくるということから、ヘリポートの位置を決めていただければ、設計図に基づきまして県の防災基地、消防学校、それとアクセス道路の整備は可能でございますので、そのように考えております。国も、そのようなことは理解をしていただいておるところでございます。国の対応として知っておりますのは、このようことでございます。

◆四十二番（今井光子） 奈良県に駐屯地の設置が困難であるという理由を、どんなふうに説明しているのかということで、陸上自衛隊駐屯地を奈良県を配置するニーズがないと、四、五年前から知事から要請があったときに、防衛省の事務次官に説明した。二〇一二年に徳島に新設したときは、南西地方重視の防衛省方針のもとで部隊の再編の必要から、これを駐屯地としたということで言われておりますし、こうした自衛隊のヘリポートということではなく、広域防災拠点のヘリポートということで、私は整備をするべきではないのかなというふうに思うわけですけれども、その点はどんなふうにお考えなのか、もう一度お尋ねしたいというふうに思います。

◎知事（荒井正吾） 自衛隊のヘリポートを誘致しておりますので、今は自衛隊の意向ということの見立てが多少違うかもしれません。自衛隊のヘリポートを誘致しておりますので、県のヘリポートだけの整備は行いません。

◆四十二番（今井光子） 五條では、終戦一週間前のときに国民学校が米軍機に襲撃されて、三人の方が亡くなつたというござりました。このときに足を負傷した辻本さんという八十九歳の女性の方ですが、駐屯地がなくて困ったことはない。誘致の話は新聞記事でも知つたが、市の説明会もない、安保関連法案もそうだが、よくわからない

まさに決められていくのが一番怖いと、こういうふうに訴えておられます。

紹介をして、私の質問を終わらせていただきます。